

令和 8 年（フ）第 1 7 8 6 号

東京都品川区西五反田 7 丁目 22 番 17 号

破産者 株式会社アステルマーケティング

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 8 3 7 号

東京都品川区八潮 5 丁目 10—54—507

破産者 長濱 結菜

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 8 6 2 号

東京都江戸川区上篠崎 3 丁目 2—8—110

破産者 藤井 雄介

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 9 3 8 号

東京都武蔵野市吉祥寺北町 1 丁目 29—8 尾崎ハイツ

破産者 亀井 麻希

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 2 1 2 号

東京都世田谷区下馬 6 丁目 45—8—304

破産者 高野 克人

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 3 3 0 号

東京都練馬区豊玉北 4 丁目 1 番 10 号

破産者 株式会社花の共和国

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 3 7 9 号

東京都千代田区九段南 4 丁目 7 番 19 号

破産者 株式会社ステラワークス

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 3 8 0 号

東京都千代田区九段北 4 丁目 3 番 11—602 号

破産者 株式会社トリッグ

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 4 3 3 号

東京都文京区千石 1 丁目 14 番 8 号

破産者 バリュークエスト株式会社

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 4 3 5 号

東京都板橋区氷川町 18—3

破産者 宮本 雅通

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 4 6 0 号

東京都中野区野方 1 丁目 26—3 梶原方

破産者 齊藤 憲生

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 4 7 5 号

東京都港区赤坂 1 丁目 1 番 17 号

破産者 B F ネット株式会社

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 4 9 9 号

東京都新宿区高田馬場 3 丁目 31 番 15 号

破産者 株式会社テイラードジャパン

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 5 0 0 号

東京都新宿区高田馬場 3 丁目 31—15

破産者 伊藤 明美

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 5 4 3 号

東京都武蔵野市境南町 2 丁目 27 番 5—504

破産者 株式会社鑑定事務所 I L U

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 5 4 6 号

東京都武蔵野市境南町 2 丁目 27—5—504

破産者 藤尾久美子

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 8 0 7 号

東京都大田区東蒲田 2 丁目 36—22—101

破産者 蛇名まゆみ（旧姓高橋）

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 8 0 8 号

東京都大田区東蒲田 2 丁目 36—22—101

破産者 畠山愛理香（旧姓高橋）

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 8 1 5 号

東京都八王子市緑町 753—1—102

破産者 野口 大輔

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 9 3 8 号

東京都墨田区立花 1 丁目 28—3—1218

破産者 高田 俊子

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 9 5 1 号

東京都葛飾区水元 5 丁目 14—8

破産者 鈴木 元太

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 9 5 9 号

東京都世田谷区玉川 1 丁目 3—21 T O P 二子玉川第 2—302

破産者 山下チアゴアレックス源助

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 9 6 0 号

東京都品川区大崎 4 丁目 2—13—104

破産者 福富 雅嗣

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部